

令和 8 年 2 月 24 日

被保険者各位

Works Human Intelligence 健康保険組合

理事長 柳沢 康介



組合同約の一部変更について

標記の件、下記の通り、お知らせいたします。

記

1. 「組合同約」第 4 4 条、4 7 条、4 8 条の変更

令和 8 年 4 月 1 日より「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 47 号）」施行に伴い、当組合同約の第 4 4 条（保険料額の負担割合）、第 4 7 条（予備費の費途）、第 4 8 条（準備金の保有方法）を変更するものです。

※ 詳細は添付の新旧条文対照表をご覧ください。

新旧条文対照表

新	旧
<p>第1条～第44条 略</p> <p>(保険料額及び調整保険料額の負担割合)</p> <p>第44条 一般保険料等額及び調整保険料額の100分の50は事業主、100分の50は被保険者において負担する。</p> <p>(介護保険料額の負担割合)</p> <p>第44条の2 介護保険料額の100分の50は事業主、100分の50は被保険者において負担する。</p> <p>第45条～第46条 略</p> <p>(予備費の費途)</p> <p>第47条</p> <p>1～2 略</p> <p><u>3 子ども勘定のうち、予備費を充てることのできる費途は、次の各号に掲げるものとする。</u></p> <p><u>(1) 子ども・子育て支援納付金</u></p> <p><u>(2) 還付金</u></p> <p><u>(3) 積立金</u></p> <p><u>(4) 一般勘定繰入</u></p> <p><u>(5) 雑支出</u></p> <p>(準備金の保有方法)</p> <p>第48条 略</p> <p>2 介護納付金及び子ども・子育て支援納付金に係る準備金は、原則として前項第1号の方法によって保有しなければならない。</p>	<p>第1条～第43条 略</p> <p>(保険料及び調整保険料の負担割合)</p> <p>第44条 一般保険料額及び調整保険料額の100分の50は事業主、100分の50は被保険者において負担する。</p> <p>(介護保険料額の負担割合)</p> <p>第44条の2 介護保険料額の100分の50は事業主、100分の50は被保険者において負担する。</p> <p>第46条～第46条 略</p> <p>(予備費の費途)</p> <p>第47条</p> <p>1～2 略</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(準備金の保有方法)</p> <p>第48条 略</p> <p>2 介護納付金に係る準備金は、原則として前項第1号の方法によって保有しなければならない。</p>

附 則 この規約は、令和8年4月1日から施行する

以上